

調達要求番号：51-08-0901-4105

情 報 本 部 仕 様 書			
品 名 又 は 件 名	飯岡地上局消防設備の維持保全等	仕 様 書 番 号	
		D I H - L G - 2 6 0 9 1	
		大 臣 承 認	令和 年 月 日
		作 成	令和 8 年 8 月 2 8 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作 成	情報本部画像・地理部

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、情報本部飯岡地上局の消防設備の維持保全等業務に係る役務（以下、本役務という。）について規定する。

1.2 引用文書等

1.2.1 引用文書

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、本役務の履行中に、引用文書に定める法令等に変更があった場合は、その最新版が優先されるものとする。

a) 仕様書

建築保全業務共通仕様書（国土交通大臣官房庁営繕部）（以下、共通仕様書という。）

1.2.2 関連文書 関連文書は、次による。

a) 法令等

消防法（昭和23年法律第186号）

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

情報本部における立入禁止場所等に関する達 [情報本部達第4号(20.3.19)]

2. 本役務に関する要求

2.1 役務の実施態勢

契約の相手方は、本役務の実施に当たって、履行に必要な資格を有する業務事業者を確保すること。

2.2 役務実施場所

契約の相手方が本役務を実施する場所は、千葉県旭市塙三番割情報本部飯岡地上局（防衛省防衛装備庁次世代装備研究所飯岡支所敷地内）とする。

2.3 役務実施時期

本役務の実施時期は、契約締結日から令和9年3月31日（水）までとする。

2.4 役務内容

2.4.1 点検内容等

契約の相手方は、消防設備の点検を**表1**に示す時期に実施し、各設備の外観、部品の緩み、動作、電流・電圧、圧力、温度が正常であることを確認するものとする。

なお、点検項目・点検内容の細部については、共通仕様書による。

表1－消防設備の点検

機器	時期
消火剤貯蔵容器	機器点検：9月 総合点検：3月
起動用ガス容器	
手動起動装置	
復旧弁箱	
音声警報装置	
制御装置	
放出表示灯	
噴出ヘッド	
非常電源	
消火器	9月及び3月

2.4.2 役務対象機器及び数量等

本役務の対象となる機器及び数量等は、**付表**による。

2.4.3 留意すべき事項

- 契約の相手方は、点検及び保守の結果、機能に異常がある場合又は劣化がある場合には、とるべき必要な措置を点検報告書に記入し、**表2**で示す提出時期によることなく速やかに提出するものとする。
- 契約の相手方は、点検作業が終了したときは、点検対象機器（天井内等にあるもので、清掃することが困難なものを除く。）の外面を入念に清掃するものとする。

2.5 実施計画書の作成

契約の相手方は、契約後速やかに次の内容を含む実施計画書を作成するものとする。

- 実施体制（従事者名簿、取得資格一覧、連絡体制）
- 作業予定表（作業日時、作業項目、作業要領）
- 緊急時の対応体制
- その他、必要な事項

2.6 点検報告書の作成

契約の相手方は、表 1 に示す点検の終了後、次の内容を含む点検報告書を作成するものとする。

なお、点検結果の判定及び不良内容等の記載には努めて該当箇所の写真を添付するものとする。

- a) 点検日時
- b) 点検実施事項
- c) 判定及び不良内容等
- d) その他、必要な事項

3. 品質保証

3.1 監督・検査

契約の相手方は、本役務の監督及び検査について、支出負担行為担当官等の定める監督及び検査実施要領により受けるものとする。

4. その他の指示

4.1 提出書類

契約の相手方は、表 2 に示す提出書類を提出し、官側の承認を得るものとする。

表 2－提出書類

No	名 称	数量	提出時期	提出先	媒体	備 考
1	実施計画書	1 部	契約後速やかに	情報本部 画像・地理 部（飯岡地 上局）	紙又は 電子デ ータ	書式は契約相手 方による。
2	点検報告書	1 部	点検後、1 ヶ月以内			

4.2 情報の保全

契約の相手方は、契約履行上、直接又は間接的に知り得た事項について、関係者以外に漏らしてはならない。

4.3 立入禁止場所への立入

契約の相手方は、本役務の履行にあたり、立入禁止場所への立入が必要な場合は、事前に官側に申請を行い、許可を得るものとする。

4.4 官側の支援

契約の相手方は、次の事項について、官側の支援を必要とする場合は、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。

- a) 現地における官側が保有する電話、電力、水等の使用
- b) 現地における現地作業に必要な、官有器材及び施設等の利用
- c) その他、支出負担行為担当官等が必要と認めた事項

4.5 養生

契約の相手方は、施設等を破損することのないよう養生するものとし、破損した場合は監督官へ報告するとともに、契約の相手方の責任のもと現状回復するものとする。

なお、養生に必要な材料は、契約の相手方が準備するものとする。

4.6 仕様書の疑義

契約の相手方は、この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

付 表 飯 岡 地 上 局 消 防 設 備 機 器 一 覧 表

No	区分	品名		仕様	製造	数量	単位	設置場所
1	消防 設備	HFC-23 消火設備	ハロゲン化物消化 剤貯蔵容器等	HFC-23 143×25×25	能美防災	5	本	通信機材室
			起動用ガス容器等	NF1300 195×185×38	能美防災	1	本	
			手動起動装置 (室内, 室外)	NF1300 室内 25×19×8.5, 室外 10×6×4	能美防災	2	個	
			復旧弁箱	NF1300, 25×19×8.5		1	個	
			音声警報装置	NF1300 25×8.5×55	コーアツ	1	組	
			制御装置	NF1300 40×8×5	能美防災	1	個	
			放出表示灯 (屋内, 屋外)	屋内 33×13×7.5, 屋外 44×21×7.5	能美防災	1	個	
			噴出ヘッド (床上, 床下)	床上 7.5×6×6 床下 26×13~6×6	能美防災	床上 5 床下 2	個	
			非常電源	内蔵型	能美防災	1	個	
2		消火器	粉末ABC型	蓄圧	モリタ宮 田工業	6	本	通路×3 地下タンク× 2 キュービクル× 1
			二酸化炭素型	蓄圧	初田製作所 日本ドライ ケミカル	6	本	通路×1 予備電源室 ×2 無停電電源 室×2 レトリム内× 1